

尾道市立市民病院では医療型短期入所事業を開始いたします

当院は、在宅で生活されている医療的ケアを必要とする重症心身障害者を介護する家族等の精神的、身体的負担軽減を目的とした医療型短期入所（ショートステイ）を2019年10月から開始いたします。

《医療型短期入所について》

医療型短期入所とは

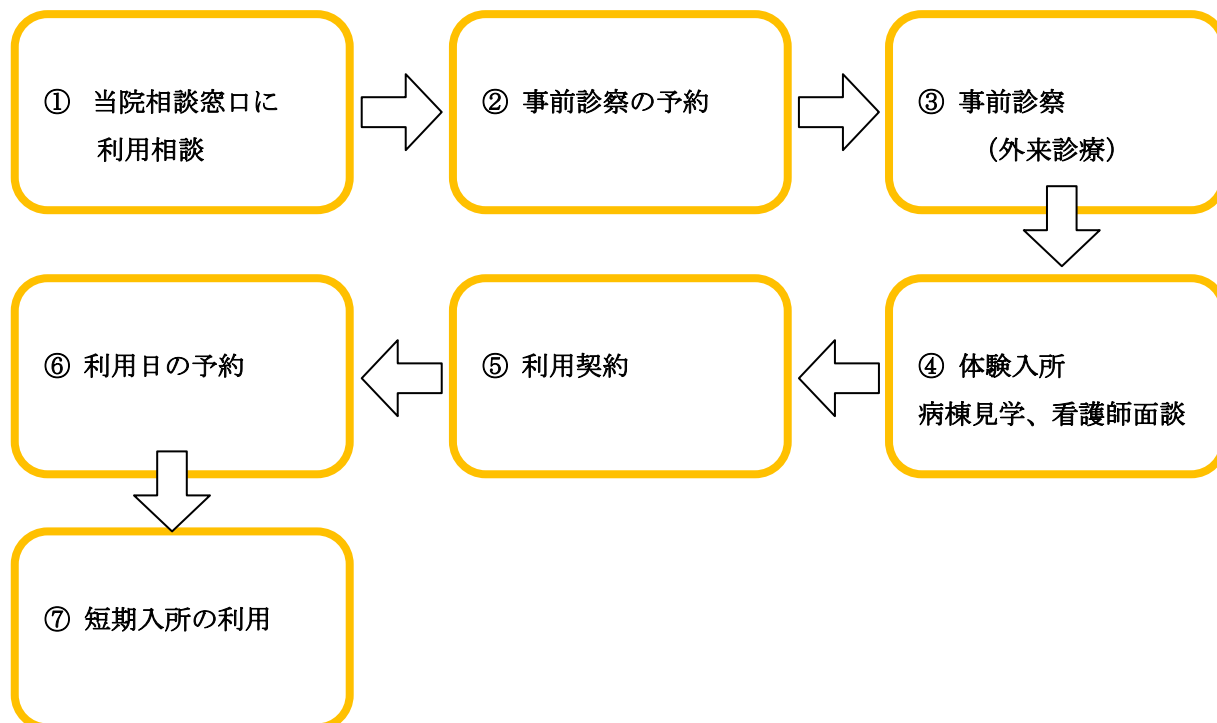
自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行う事ができない場合に障害のある方に入所してもらい、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。介護者の病気のほか、冠婚葬祭・行事参加・旅行・休養等、理由は問いません。

利用できる方

(18歳以上の方) ①又は②に該当する方（詳細はお問い合わせ下さい）

- ① 障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ② 区分5以上（5又は6）に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者

《利用までの流れ》



《お問い合わせ窓口》

〒722-8503 尾道市新高山三丁目 1170 番地 177
尾道市立市民病院 地域医療連携室
電話：0848-47-1170